

生活のきまりについて

<1> 服装等について

1. カバンについて

- ・通学に適したバッグ（かばん）を使用する。
- ・手ぶらでの登校はしない。

2. 頭髪について

- ・清潔な頭髪を心がける。
- ・ムース（ワックス）など髪の毛を固めるような整髪料は使用しない。
- ・髪の毛の長い（肩にかかる）生徒は体育の授業・給食準備等では髪を結ぶ。（髪の毛を束ねるゴムおよびヘアピンの色は華美でないもの。）

3. 服装について

- ・標準服を着用し、校章を必ずつける。
- ・標準服の変形をしない。（スカートの丈の長・短やズボンの太・細など）
- ・ネクタイ、リボンは、朝礼※儀式的行事の時は着用する。

※儀式的行事…入学式・卒業式・始業式・修了式など

女子のスラックス、ネクタイ着用は可とする。

【冬】・・標準服を着用する。

寒いときには標準服の下にセーター・カーディガンを認める。

ジャージは推奨していない。

ただし、登下校時は必ず標準服（ブレザー）を着用し、セーター類での登下校は推奨していない。コート類も着用を認める。色は華美なものをさける。

マフラーや手袋、耳当て、帽子、膝掛けは使用可とする。

【夏】・・上着は白色のYシャツ、ブラウス、ポロシャツ（白・紺）。

下は標準服を着用する。（ズボン・スカート）ベストの着用も可とする。

（色は華美なものをさける。例：黒・紺・白・グレー系などの落ち着いた色）

【その他】

- ・靴下、ベルト・・・標準服に適したもの。（例：無地、色は黒・紺など）
- ・靴・・・運動靴が望ましい。（体育授業時は運動靴）
- ・下着・・・Tシャツ類は白色が望ましい。（華美なものはさける）

【標準服の着方】

- ・「ズボンのベルト位置」「スカートの長さ」「セーター類の長さ」「シャツのボタン」などだらしなくならないように注意すること。
- ・上履きは学校で決めたものを使用する。
令和7年度：1年（青色） 2年（黄色） 3年（赤色）
- ・体育館履きは教室で履き替えて移動する。
- ・体育館及び格技室は、体育館履きを着用する。

<2>所持品について

- ・危険物、刃物、余分な金銭、貴重品、スマホなど学習に不必要なものは持参しない。
 - ・不要物は学校で預かり、保護者に連絡し、後日保護者に返却する。
 - ・学校に納める金銭等がある場合は、登校後すぐに担任に提出する。
- ※物品などにおいては、学校で弁償等の責任を負うことはできません。

<3>登校について

- ・8:20に教室で出欠確認をする。チャイム前には自席に着席し、速やかに朝読書に取り組む。
- ・登下校時は所定の昇降口を通る。
- ・登校は8:00以降とする。